

秋田県介護サービス情報の公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県における介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35の規定による介護サービス情報の報告及び公表を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 介護サービス情報の公表は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする者（以下「利用者」という。）の適切かつ円滑な介護サービス事業者（法第115条の35第1項に規定する「介護サービス事業者」をいう。以下「事業者」という。）の選択及び当該選択を通じた各事業者におけるサービスの質の向上に資するため、法第115条の35第1項の規定に基づき、事業者に対し秋田県知事（以下「知事」という。）に介護サービスの内容及び運営に関する情報を報告させ、当該報告に係る内容について調査を受けることを義務付けるものである。

(指定情報公表センター)

第3条 介護サービス情報の公表事務は知事が当該公表事務を適切に実施できると認めて指定した者（以下「指定情報公表センター」という）が行うものとする。

- 2 指定情報公表センターの指定は1法人とし、その要件及び申請手続等については、別に定めるところによる。
- 3 指定情報公表センターの行う業務は次のとおりとする。
 - (1) 介護サービス情報の報告の受理
 - ① 介護サービス事業所の調査及び介護サービス情報の公表に関する計画の策定
 - ② 介護サービス情報の報告の受理
 - (2) 公表情報に対する苦情、相談等の受付
 - (3) 調査員養成研修
 - (4) 調査員の登録（調査員の指導監督に関する事務を除く）

(指定調査機関)

第4条 介護サービス情報の調査事務は知事が当該調査事務を適切に実施できると認めて指定した者（以下「指定調査機関」という）が行うものとする。

- 2 指定調査機関の要件及び申請手続等については、別に定めるところによる。

(業務の委託)

第5条 介護サービス情報の公表及び調査事務は、知事が指定情報公表センター及び指定調査機関に業務委託して行う。

(制度運営)

第6条 知事は、介護サービス情報の公表制度の効率的な運営を行うため、指定情報公表センターの指定を受けた者を指定調査機関に指定し、当該1法人に介護サービス情

報の公表事務及び調査事務を一体的に行わせることができる。

(介護サービス情報の内容)

第7条 事業者が報告する事業所等の情報は、法第115条の35第1項の規定に基づき省令第140条の45に規定する別表第1に掲げる項目（以下「基本情報」という。）及び別表第2に掲げる項目（以下「運営情報」という。）とする。

- 2 前項に定めるほか、知事は必要と認めた項目について、事業者に報告を求め、これを公表することができる。
- 3 前2項に定めるほか、知事は、事業者が自ら求める項目について報告を受け、これを公表することができる。

(対象事業所)

第8条 介護サービス情報の公表の対象事業所は、厚生労働省令で定めるサービスの指定若しくは許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）であって、第10条第4項第1号に定める計画の基準日前の1年間において提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給対象となるサービスの対価（以下「居宅介護サービス費等」という。）として支払いを受けた金額が100万円を超えるもの及び新たに指定若しくは許可を受けようとする事業所等（以下「新規事業所等」という。）とする。ただし、基準日以降に指定又は許可を受けた新規事業所等の運営情報については、報告、調査及び公表の対象としない。

- 2 前項にかかわらず、新規指定事業所等が運営情報の報告、調査及び公表を希望する場合はこれを妨げない。
- 3 第1項にかかわらず居宅介護サービス費等として支払いを受けた金額が100万円以下の事業所等が基本情報並びに運営情報の報告、運営情報の調査及び基本情報並びに運営情報の公表を希望する場合、または基本情報の報告及び公表を希望する場合はこれを妨げない。
- 4 運営情報の調査は、知事が別に定める指針（以下「調査指針」という。）に従い行う。

(介護サービス情報の公表の頻度)

第9条 介護サービス情報の公表の頻度は毎年度1回とする。

(介護サービス事業所等の調査及び介護サービス情報の公表に関する計画)

第10条 介護サービス事業所等の調査（以下、「調査」という。）及び介護サービス情報の公表（以下、「情報の公表」という。）に関する計画（以下、「計画」という。）は、この基準に定めるほか、「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平成18年3月31日付 け厚生労働省老健局振興課長通知）及び知事が定める調査指針に従い定めるものとする。

- 2 計画は、指定情報公表センターが策定し、当該計画について知事の承認を得るもの

とする。

3 指定情報公表センターは、前項の承認を得た後に計画を公表するものとする。

4 計画は次のとおり定めるものとする。

(1) 計画の基準日は1月1日とする。

(2) 計画の期間は4月1日から3月31日までの間において定めるものとする。

(3) 計画の内容は次のとおりとし、一体的に作成するものとする。

(ア) 一体的な報告・調査を行うサービスの区分

複数の介護サービスを一体的に運営する事業所等における一体的な報告又は調査を行うサービスの区分を、知事が定める調査指針に基づき定めるものとする。

(イ) 報告に関する計画

① 計画の基準日

② 計画の期間

③ 報告を行う事業所等の名称及びその介護サービスの種類

④ 報告の提出先の名称

⑤ 報告の提出期限

⑥ その他知事が必要と認める事項

(ウ) 調査に関する計画の内容

① 計画の基準日

② 計画の期間

③ 調査を行う事業所等の名称及びその介護サービスの種類並びにそれぞれの事業所等毎の調査を行う月

④ 調査を行う指定調査機関の名称

⑤ その他知事が必要と認める事項

(エ) 公表に関する計画の内容

① 計画の基準日

② 計画の期間

③ 事業所等ごとの公表を行う月

④ その他知事が必要と認める事項

5 県は、事業者指定の現況及び異動の状況についての情報を指定情報公表センターに提供するものとする。

6 県は、指定を受けた事業者が基準日前の1年間において提供を行った介護サービスについて支払いを受けたサービスの対価の額について国民健康保険団体連合会に照会し、当該情報を指定情報公表センターに提供するものとする。

7 指定情報公表センターは、県が調査を複数の指定調査機関に委託するときは、当該指定調査機関の調査可能なサービスの種類、調査実施可能量、調査実施可能時期及び調査実施可能地域を把握し、これらを勘案してそれぞれの指定調査機関が調査を行う事業所等を決定するものとする。

5 前項の決定にあつては、あらかじめ事業所等に対し調査を行う指定調査機関名を通知するものとする。この場合、事業者は他の指定調査機関の調査を希望するときは、理由を付して申し出ることができる。

- 6 指定情報公表センターは、前項の申し出があったときは、その申し出に正当な理由があると認められる場合に限り、当該事業所の調査を行う指定調査機関の決定において、これを考慮するものとする。
- 7 指定調査機関（当該法人が指定情報公表センターの指定を受けた法人でない場合に限る。）は、調査を行う情報の公表の対象事業所等との間で調査日を確定し、指定情報公表センターに報告を行うものとする。

（介護サービス情報の報告及び受理等）

第10条 事業所等は、計画に基づき指定情報公表センターに対し介護サービス情報を報告するものとする。ただし、新規事業所等については、介護サービスの提供を新たに開始しようとする日の翌月同日までに、基本情報のみを報告（新規の保険医療機関等の見なし指定事業所については、現に介護サービスの提供を開始しようとする日の翌月同日までに報告）するものとする。

2 指定情報公表センターは、前項の報告内容について不備がないか審査のうえ受理し、各事業所等に係る報告状況について計画に基づき管理するものとする。

（調査の実施等）

第11条 指定情報公表センターは、調査を行う事業者に対して事前に通知するものとする。

- 2 知事が第5条を適用する場合を除き、指定情報公表センターは受理した介護サービス情報を、速やかに調査を担当する指定調査機関に通知するものとする。
- 3 指定調査機関は、前項の通知を受けた後、計画に基づいて調査を実施するものとする。
- 4 調査は次により行うものとする。
 - （1） 調査は、調査員1名以上により事業所等を訪問して行う。
 - （2） 調査員1名が1日に行う調査は2事業所を標準とし、各事業所毎の調査に要する所要時間により必要な場合は調整できるものとする。
 - （3） 調査は、別に定める事業所等の報告に係る調査票に基づき行うものとする。
 - （4） 調査結果は、事実と相違がないことについてその対象事業者を確認を求めるものとし、当該調査結果のとおり公表されることについて同意を得るものとする。
 - （5） 調査員は、調査終了後速やかに所属する指定調査機関に調査結果を報告するものとする。
- 5 知事が第5条を適用する場合を除き、指定調査機関は確定した調査結果を速やかに指定情報公表センターに報告するものとする。

（介護サービス情報の公表）

第12条 計画に基づき、事業者の報告に係る事業所等の基本情報及び運営情報を公表するものとする。

- 2 調査を行った場合は、当該調査結果を公表するものとする。
- 3 前2項の公表の方法は、国が運用するシステムを用いてインターネットにより公表

するものとする。

(公表情報の訂正)

第13条 事業所等は、公表した介護サービス情報について訂正が必要なときは、速やかに、指定情報公表センターに対し報告するものとする。

2 指定情報公表センターは、調査を要しない情報については直ちに、再調査が必要な情報については再調査が終了した後、公表するものとする。この場合の再調査は、翌年度に計画することができるものとする。

(公表情報に対する苦情等の受付及び再調査)

第14条 指定情報公表センターは、公表情報に対する苦情、相談等を受け付けるとともに、事業所等に対する照会、調査を行うものとする。

2 前項の調査は指定情報公表センターが当該事業所等を調査した指定調査機関に行わせるものとし、調査の結果、虚偽の報告が認められたときは、指定情報公表センターは知事に対して報告するものとする。

(虚偽の報告等に対する改善命令等)

第15条 知事は、事業所等が介護サービスの報告をせず、若しくは虚偽の報告を行い、または調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、法第115条の35第4項を適用し、期間を定めて改善命令を行うものとする。

2 知事は、市町村長が指定する介護サービス事業者に対し前項の規定による処分をした場合は、遅滞なくその旨を当該事業者を指定した市町村に通知するものとする。

3 指定公表センターは、知事の改善命令の結果、介護サービス情報の訂正が必要なときは、直ちに訂正した情報を公表するものとする。

(指定の取消し等)

第16条 知事が指定若しくは許可した介護サービス事業者が第13条第1項または第2項改善命令に従わないときは、知事は、法第115条の35第6項に基づき、指定の取消し等を行うことができるものとする。

2 市町村長が指定した介護サービス事業者が第15条第1項または第2項改善命令に従わない場合において、介護サービス事業者の指定の取消し等が適当であると認める場合は法第115条の35第7項に基づき理由を付して、その旨を当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

(守秘義務等)

第17条 指定調査機関の役職員（調査員を含む）またはこれらの職にあった者及び指定情報公表センターの役職員またはこれらの職にあった者は調査事務あるいは公表事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 指定調査機関の役職員（調査員を含む。）またはこれらの職にあった者及び指定情報公表センターの役職員またはこれらの職にあった者は、地方公務員法に基づく公務に従事する職員とみなし、調査事務あるいは公表事務に関して知り得た秘密を他に漏

らしたときは、地方公務員法第60条第2項の規定が適用されるものとする。

(介護サービス情報の調査事務及び公表事務に関する手数料)

第18条 介護サービス情報の調査事務及び公表事務に関する手数料は別途定める。

2 前項の手数料は、知事が指定情報公表センターに徴収を委託する。

附則

1 第7条第2項(2)の規定にかかわらず、平成18年度の計画の策定時期は18年4月中とする。

2 第8条第1項但し書きの規定にかかわらず、平成18年6月末までに新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所等は、6月末までに基本情報を報告するものとする。保健医療機関等の見なし事業所についても同様とする。

3 この基準は平成18年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成19年1月31日から施行する。

附則

この基準は平成24年7月1日から施行する。

附則

この要領は平成30年2月1日から施行する。